昭和５２年２月１４日実施
昭和５８年４月１日一部改正
平成３年３月４日一部改正
平成４年７月１日一部改正
平成２１年３月３１日一部改正
平成２５年１１月２２日一部改正
平成３１年３月１９日一部改正
令和２年３月１８日一部改正
令和４年６月３０日一部改正
令和５年３月８日一部改正

大阪地方裁判所刑事部裁判官協議会

事件の配付等に関する申合せ事項

（関連事件の配付その１）

１　１通の起訴状で数個の事件が起訴された場合において、各事件の種類が相互に異なるときは、次に掲げる基準によって、事件の配付を受ける部を定める。

(1)　当該起訴状が租税事件を含むときは、租税部に配付する。

(2)　第１項の場合を除き、当該起訴状が裁判員事件を含むときは、当該裁判員事件を配付すべき部に配付する。

(3)　前２項の場合を除き、当該起訴状が通常合議事件を含むときは、当該通常合議事件を配付すべき部に配付する。

（関連事件の配付その２）

2(1)　起訴状に、当該事件と同一の被告人を含む前に起訴された他の事件（以下「先行事件①」という。）がある旨の付箋が貼付された事件（以下「後行事件①」という。）は、これを先行事件①の係属する部に配付する。ただし、先行事件①が既に判決宣告等により終局に至っている場合又は先行事件①と後行事件①とが明らかに関連しない場合は、この限りでない。

(2)　起訴状に、当該事件の共犯者につき、前に起訴された他の事件（以下「先行事件②」という。）がある旨の付箋が貼付され、かつ、公訴事実に当該共犯者の氏名が記載された事件（以下「後行事件②」という。）は、これを先行事件②の係属する部に配付する。ただし、先行事件②が既に判決宣告等により終局に至っている場合、先行事件②の共犯者として配付された事件の最後の起訴か

ら後行事件②の起訴まで１年を経過している場合又は先行事件②と後行事件②とが明らかに関連しない場合は、この限りでない。

(3) 前２項の定めにかかわらず、後行事件①又は後行事件②が租税事件（租税事件を含む場合を含む。）の場合には、租税部に配付する。

(4) 第１項の適用に当たっては、被告人個人と当該被告人が代表者を務める被告法人とは、同一の被告人であるとみなす。

(5) 第１項及び第２項の適用に当たって配付先の部が２以上あるときは、先に配付された部に配付する。

(6) 第１項の定めにより後行事件①を先行事件①の係属部に配付するに際しては、事務分配等規程第１５条第７項は適用しないものとする。

（関連事件の配付その３）

3(1) 審判の併合に関する裁判により刑事部に係属した事件は、事件の種類にかかわらず、当該裁判をした部に配付する。

(2) 前項により係属した事件については、事務分配等規程第１５条第３項の規定により算定した事件数が配付されたものとみなす。

（関連事件の配付その４）

4(1) 事務分配等規程第３条第１０項に定める協議により刑事部に回付された事件は、事件の種類にかかわらず、当該協議を行った裁判官の所属する部に配付する。

(2) 前項の場合における事件の配付については、前条第２項の規定を準用する。

（罰条の追加又は変更による事件の種類の変更の場合の措置）

5(1) 事件を配付した後に罰条の追加又は変更により事件の種類に変更が生じたときは、別表１（罰条の追加又は変更による事件種類変更の場合の措置）に記載のとおり事件の配付事件数の調整を行う。なお、罰条の追加又は変更により前後の罪数に変化が生じた場合における事後処理については、変更前の事件の種類に配付すべき新件の件数は変更前の罪数に、変更後の事件の種類に新たに配付されたものとみなす件数は変更後の罪数にそれぞれ従う。ただし、前者の件数は後者の件数の２倍を超えないものとする。

(2) 前項による配付事件数の調整を行うべき場合に当たるときは、当該部は刑事訟廷事件係にその旨を申し出るものとする。配付事件数の調整の措置はこの申出を待って行うものとする。

(3) 第１項による配付事件数の調整の措置を行うに当たり、当該部は、一巡する

ごとに当該部に配付すべき新件の件数の希望を申し出ることができる。この場合において、刑事訟廷事件係は、第１項の規定にかかわらず、当該部の申出に従って新件を配付するものとする。

（関連事件の配付替えの手続及び準則）

6(1)　事務分配等規程第２０条第２項の協議が調った場合には、関係各部は、刑事訟廷事件係に申し出て、配付替えの手続を執るものとする。

(2)　事務分配等規程第２０条第２項に規定する場合において、当該数個の事件が刑事訴訟法第９条第１項第１号に該当するものであるときは、原則として、これを１の部に集めるものとする。ただし、当該被告人が保釈中に犯したものについては、この限りでない。

(3)　事務分配等規程第２０条第２項の規定により数個の事件を１の部に集める場合には、原則として、最も早く事件の係属した部が、他の事件を併せて担当するものとする。ただし、当該数個の事件の中に租税事件があるときは、原則として租税部が、裁判員事件があるとき（租税事件があるときを除く。）は、原則として裁判員事件の係属する部が、通常合議事件があるとき（租税事件又は裁判員事件があるときを除く。）は、通常合議事件の係属する部が、他の事件を併せて担当するものとする。

（関連事件の配付替えによる事件数の調整）

7(1)　事件の配付替えがされたときは、特別の定めのある場合を除いて、事件の数が増加した部については、これに相当する新件の配付があったものとみなし、事件の数が減少した部に対しては、配付替えがされた事件の種類及び数に相当する分、その直後に受けた新件を配付する。

(2)　前項の場合において、調整のために配付すべき新件は、次の例による。

①　裁判員事件が減少した部には、裁判員事件を配付する。

②　通常合議事件として配付され、又は配付されたものとみなされた事件が減少した部には、通常合議事件を配付する。

③　一人制事件が減少した部には、一人制事件を配付する。

この場合において、減少した一人制事件が租税事件であったときは、普通事件４件を配付する。

（準抗告事件についての特則）

8　準抗告事件の配付替えについては、準抗告事件の配付及び処理に関する申合せ事項第３条第２項(3)以下に定めるところによる。

（その他の事件の事件数）

９　別表２（その他の事件の件数算定の単位）に掲げる事件の件数の算定は、同表に掲げる単位による。

附　則（平成２５年１１月２２日改正に伴うもの）

この申合せ事項は、平成２６年１月１日から実施する。

附　則（平成３１年３月１９日改正）

この申合せ事項は、平成３１年３月１９日から実施する。

附　則（令和２年３月１８日改正に伴うもの）

この申合せ事項は、令和２年４月１日から実施する。

附　則（令和４年６月３０日改正に伴うもの）

この申合せ事項は、令和４年７月１１日から実施する。

附　則（令和５年３月８日改正に伴うもの）

この申合せ事項は、令和５年４月１日から実施する。

別表1（罰条の追加又は変更による事件種類変更の場合の措置）

係属部	罰条変更前	罰条変更後	事後処理
租税部又は普通部	通常合議事件	裁判員事件	裁判員事件1増
			通常合議事件1減
	一人制事件	裁判員事件	裁判員事件1増
			一人制事件1減
		通常合議事件	通常合議事件1増
			一人制事件1減

（注）
「事後処理」欄　「増」＝事件が新たに配付されたものとみなす。
「減」＝直後に受けた新件を配付する。

別表2（その他の事件の件数算定の単位）

事件の種類	事務分配等規程	件数算定の単位
再審請求事件	第16条第1項、第2項	請求書の数
差戻事件	第16条第1項	上級審の差戻判決書の数
処遇事件のうち医療観察法第33条第1項並びに第59条第1項及び第2項による申立事件（事務分配等規程第16条の2第2項により、これらの申立事件とみなされる場合を含む。）	第16条の2第1項、第2項	対象者の数
医療観察法第68条第2項本文又は第71条第2項後段による差戻事件	第16条の2第4項	対象者の数
忌避の申立事件	第17条	請求書の数
回避の申立事件	第17条	請求書の数
付審判請求事件（刑事訴訟法第262条）	第19条第2項	請求書の数
刑事訴訟法第429条（同条1項2号を除く。）の準抗告申立事件（他の法律により刑事訴訟法第429条第1項の請求に係る手続の例によるとされるものを含む。）	第19条第4項	請求書の数
刑事訴訟法第429条（同条1項2号に限る。）及び第430条の準抗告申立事件	第19条第4項	請求書の数。ただし、本案の被告事件又は被疑事件が刑事訴訟法第9条の関連関係にあるときは、請求書の数にかかわらず、一括して（勾留、保釈の裁判に対するものは、被告人又は被疑者の人数が3人に満つるまでごとに）1件とする。
刑の執行猶予の言渡取消請求事件	第19条第5項	請求書の数
保釈保証金の没取請求事件（刑事訴訟法第96条第3項によるものに限る。）	第19条第6項	請求書の数
組織的犯罪処罰法第62条第1項（麻薬特例法第23条により組織的犯罪処罰法第6章の規定による共助の例によるとされる場合を含む。）の審査請求事件	第19条第7項	請求書の数
更生保護法第52条第5項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務	第19条第8項	求意見書の数